

養育費の確保を サポートします！

県では、町村にお住まいの方を対象に、
養育費の取決めなどにかかった費用を補助します

※令和8年度中に
作成や締結、
実施されたものが対象

対象者 (共通)

- ・ **町村にお住まい**で、養育費の取決めの対象となる20歳未満のお子さんを扶養している方 **※市に在住の方は、お住まいの市にお問い合わせください**
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・ 過去に同一のお子さんを対象として、同一の補助金の交付を受けていない方

公正証書作成費用

上限
3万円

対象者：

養育費に係る公正証書（強制執行認諾条項付きの）を作成し、費用を負担した方

対象経費：

- ・ 公証人手数料
- ・ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得費用
- ・ 公証役場に提出する郵便切手代

保証契約締結費用

上限
5万円

対象者：

保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、費用を負担した方

対象経費：

- ・ 保証会社に支払う初回の保証料

養育費請求調停申立費用

上限
6万円

対象者：

養育費請求調停の申立てを行い、費用を負担した方

対象経費：

- ・ 養育費請求調停申立てに必要な収入印紙代
- ・ 裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用、郵便切手代
- ・ 養育費請求調停の申立てを弁護士等に委任した場合の費用（着手金に限る）

養育費強制執行申立費用

上限
6万円

対象者：

養育費強制執行の申立てを行い、費用を負担した方

対象経費：

- ・ 養育費強制執行申立てに必要な収入印紙代
- ・ 裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得費用、郵便切手代
- ・ 養育費強制執行の申立てを弁護士等に委任した場合の費用（着手金に限る）

申請書類の提出先

お住まいの町村の児童扶養手当担当課まで

問合せ先

徳島県こども未来部こども家庭支援課
ひとり親家庭・居場所づくり担当 088-621-2715

詳しくはこちら



ひとり親家庭の方を対象として、相談窓口を設置しています。お気軽に御利用ください。

母子家庭等就業・自立支援センター

TEL 088-654-7418

弁護士による無料法律相談（要予約）

【月～金・9:00～17:00】

携帯 090-6886-7852

月～金 13:30～14:30